

東浦町総合教育会議設置要綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第1条の4の規定に基づき、東浦町総合教育会議（以下「会議」という。）を置く。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。